

「青森県動物の愛護及び管理に関する条例」についての意見書

2002年10月30日

青森県知事
木村守男 殿

日本霊長類学会
副会長（会長代理）和 秀雄

下北半島のニホンザルはサル類の分布北限に生活し、学術的に高い価値をもつため国の天然記念物に指定されています。この貴重な自然遺産を守るために貴県が積み重ねてこられたこれまでのご努力に敬意を表します。

さて、日本霊長類学会は、霊長類保護の問題に取り組んでおりますが、その重要課題として近縁種との交雑によるニホンザルの遺伝子かく乱問題に高い関心をもっております。移入種問題は生物多様性国家戦略や第九次鳥獣保護事業計画の中でも対策が求められるなど重要な行政課題となっており、かつ国民の関心も高い問題であります。また和歌山県で確認されたタイワンザルとニホンザルの交雑群については、現在管理計画に基づく排除事業が進んでいることはご周知の通りであります。

青森県においては、1971年以降、野辺地の「むつ湾観光牧場」で放し飼いされていたタイワンザルが逸走し、ニホンザルと交雑する危険性が危惧されました。実際、1989年、90年、91年には、タイワンザルの離れ猿が横浜町、むつ市、東通村に出没し捕獲されております。

その後、1990年に飼育施設は移され、逸走防止の努力が約束されました。しかし、1993年4月、2000年10月、2001年8月、10月、2002年6月、7月にも下北半島でタイワンザルの離れ猿が目撃され、逸走は続いていると考えられます。特に、2001年8月は大畑町釣屋浜付近、同年10月は大畑町近藤川源流部、2002年6月は大間町奥戸にての目撃でした。1991年以前のタイワンザル目撃情報が野生ニホンザル生息地外であったのに対し、これらの目撃は生息地の真中であり、ニホンザルとタイワンザルの交雑がおこる危険性はいっそう高まっているといえます。また、放し飼いされている母群や離れ猿は人馴れしており、地域住民、観光客の人身事故、農業被害が発生する危険性もあります。

このような経過の中で、本学会は、1993年に、外来動物種の適切な飼育管理を指導しうる条例の制定、タイワンザル飼育施設からのサル逸走防止のための適切な措置を講じることなど、当時の北村正哉県知事宛に要望書を提出し、2001年1月にはタイワンザル離れ猿の速やかな除去について前田みき環境生活部長宛に要望書を提出した経緯があります。

飼育動物の不適正飼養により発生する弊害を防止することは、所有者、さらにそれを指導監督する行政に対し求められる公の義務といえます。「動物の愛護及び管理に関する法律」では飼育動物による人の身体、および財産に対する侵害防止のための諸規則を定め、また、環境省告示第37号（平成14年5月28日）「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」では、飼育動物の逸走、放し飼いなどにより在来種圧迫など自然環境保全上の問題が生じないように十分な配慮を求めています。

さて、貴県におかれましては、動物の適正飼育などを図るため平成14年度内に「動物の愛護及び管理に関する条例」を制定されるとのこと聞いております。本学会は、飼育下にあるタイワンザルによってニホンザルとの交雑が発生しないよう、この条例について以下のことを要望いたします。

意見

1. 飼育の許可を必要とする特定動物の中に、「動物の愛護及び管理に関する法律施行令」第1条に定めるサル類を含めること。
2. サル類の飼育にあたっては動物が脱出できないよう、天井と四方を十分な強度の金網で囲った檻による飼育を義務づけるなど厳しい飼育条件を定めること。また上記法律の精神に則り、動物福祉の観点からも十分な対応を指導すること。
3. サル類を飼育する場合はしかるべき手法による個体登録を行い、管理が厳密に行われていることを十分に検査できるよう定めること。
4. 脱出した動物は飼育者の責任で捕獲すること、脱出により生じた被害は管理者が補償することを定めること。